

静岡市

移住者住宅確保応援補助金 の手引き



静岡市企画課
令和7年4月14日版
Ver.1.03

目次

1 対象者の要件 P.1

2 対象となる就業・起業等 P.2

3 補助金の額 P.5

4 補助の対象となる経費 P.6

5 補助対象外経費 P.7

6 申請の流れ P.8

7 移住者事前登録 P.9

8 申請に必要な書類 P.10

9 申請書類の入手方法 P.16

10 補助金の返還 P.19

11 申請の期限 P.20

12 他移住関係の補助金について P.21

13 問い合わせ先・提出方法 P.22

この手引きは、「静岡市移住者住宅確保応援補助金」の要件や提出書類について記載しています。ご不明な点等ありましたら、お気軽に「13 問い合わせ先」までご連絡ください。

1 対象者の要件

申請者又は補助対象世帯員の要件は次のとおりです。申請日時点で申請者・世帯員それぞれチェックボックスがある項目をいずれも該当する必要があります。

申請者 世帯員

- ☐ ☐ 令和7年1月1日以降に静岡市に移住したこと。
- ☐ ☐※1 転入日の前10年間のうち通算5年以上静岡県外に居住していること。
- ☐ ☐※2 転入日の前日まで連続して1年以上、静岡県外に居住していること。
- ☐ 申請日から10年以上継続して本市に居住する意思を有していること。
- ☐ 転入日の属する年度の4月1日において40歳未満であること、もしくは、転入日の属する年度の4月1日において18歳未満の世帯員を扶養していること。
(転入日の属する年度に40歳又は18歳になる場合は対象)
- ☐ ☐ この補助金の交付を補助対象世帯員全員が受けたことがないこと。
- ☐ ☐ 世帯員全員が市町村民税又は特別区民税を滞納していないこと。
- ☐ ☐ 世帯員全員が生活保護法等の規定による給付を受けていないこと。
- ☐ ☐ 世帯員全員に暴力団員等がないこと。
- ☐ ☐ 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ☐ ☐ 転入日から3か月が経過する以前に移住者又は移住希望者として事前登録していること。(詳しくは9ページへ)
- ☐ 「2 対象となる就業・起業等」に記載の就業の条件を満たしていること。
 - ☐ 転入前において、申請者と同一世帯に属していたこと。
 - ※配偶者(静岡県又は静岡市でパートナーシップ宣言をした方を含む)又は申請者の子どもの場合は転入後3か月以内に同一世帯となった世帯員を含みます。
 - ☐ 転入日の属する年度の4月1日において、40歳未満であること。

※1 18歳以上の方のみの要件です。

※2 1歳未満の子どもは生まれた日から転入の前日までとなります。

2 対象となる就業・起業等

申請者は、（１）から（４）のいずれかの就業要件を満たす必要があります。



（１）就職に関する要件

下記の全てに該当する必要があります。

- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて静岡県内の対象事業所（※3）に新たに就業し、かつ、申請時において当該事業所に在職していること。
- ☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではないこと。
- ☐ 就業した対象事業所に、就職日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- ☐ 市外への転出を伴う転勤が予定されていないこと。

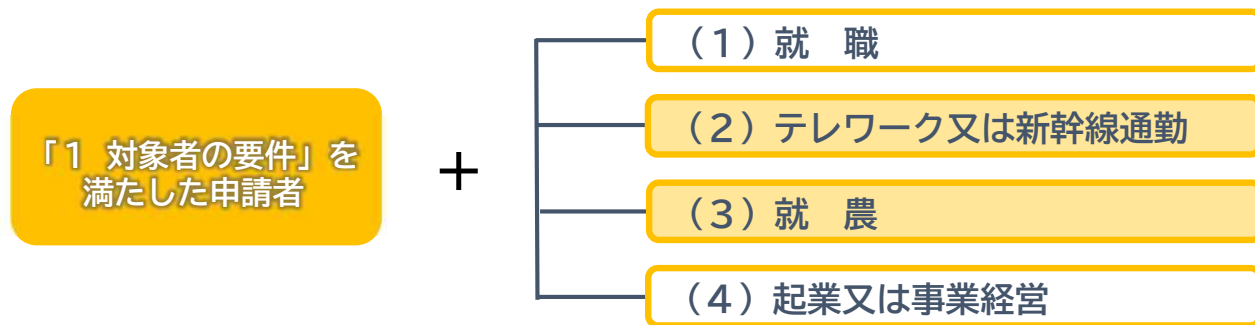
（全国採用で配属先が静岡市だった場合等は対象となりません。）

※3 下記のいずれにも当てはまる事業所

- ア 雇用保険の適用事業主であること。又は、雇用保険の適用外事業所であること。
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。



2 対象となる就業・起業等



(2) テレワーク又は新幹線通勤に関する要件

下記に該当する必要があります。

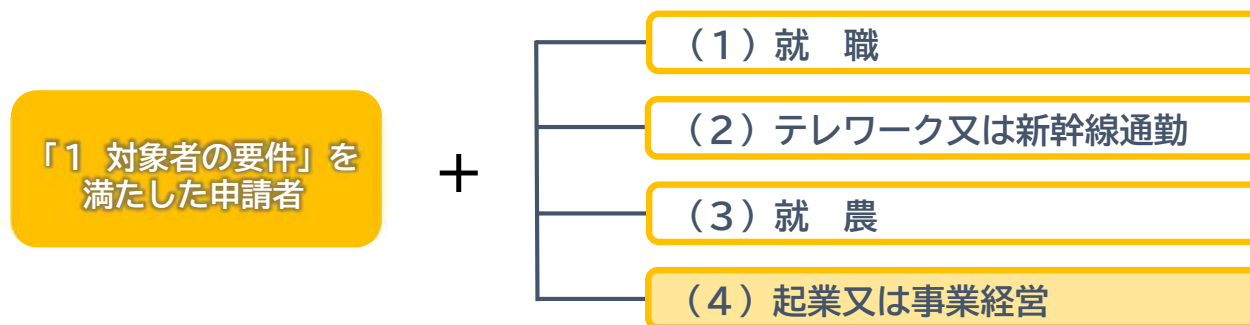
- ☐ 所属先企業等からの命令ではなく、**自己の意思により移住した場合**であって、移住先を生活の本拠とし、テレワーク又は新幹線等による通勤により、移住元での業務を引き続き行っていること。

(3) 就農に関する要件

下記に該当する必要があります。

- ☐ 静岡市が実施する新規就農に関する研修を受講しており、研修終了後静岡市内で5年以上就農する意思があること。

2 対象となる就業・起業等



(4) 起業又は事業経営に関する要件

経営している事業について、下記のすべてに該当する必要があります。

- ☐ 法人の登記又は個人事業の開業の届出を行っている事業であること
 - ☐ 個人事業主、法人の代表者又は常勤の取締役であること
 - ☐ 転入後、5年以上その事業の経営を継続する意思があること
 - ☐ 運営する事業所が対象事業所（当手引き2（1）※3）の条件を満たしていること
 - ☐ 下記のいずれかに該当すること
- ☐ A 起業した事業に対する金融機関からの融資又は国若しくは地方自治体等からの起業に対する補助金等（内容はご相談ください。）の交付決定を受け、市内に店舗や事務所を構え起業したこと
 - ☐ B 転入をした日以前の直近の所得税若しくは法人所得税の確定申告において事業による所得金額が150万円以上又は事業による収入金額が500万円以上であり、又は転入後に同程度の事業による所得金額又は事業による収入金額を得られていること
 - ☐ C 静岡市から産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受け、市内に店舗や事務所を構え起業したこと
 - ☐ D 静岡市産学交流センター又は静岡市清水産業・情報プラザの創業者育成室に入居していること

【静岡市の起業支援については、詳しくはこちらへ】

Shizuoka SOCIAL Startup Hub <https://www.city.shizuoka.lg.jp/startup/p000001.html>

3 補助金の額

(1) 補助上限額

ア 東京圏 (※4) から転入の場合 . . . 上限 **400** 万円

区分	補助上限額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯 (※5) での移住の場合	100万円に、同一世帯の18歳未満 (※6) の補助対象世帯員の数1人につき100万円を加算した額

イ 東京圏 (※4) 以外から転入の場合 . . . 上限 **200** 万円

区分	補助上限額
単身での移住の場合	30万円
2人以上の世帯 (※5) での移住の場合	50万円に、同一世帯の18歳未満 (※6) の補助対象世帯員の数1人につき50万円を加算した額

※4 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

条件不利地域

<埼玉県>

秩父市・飯能市・本庄市・ときがわ町・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村・神川町
越生町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町

<千葉県>

館山市・旭市・勝浦市・鴨川市・富津市・いすみ市・南房総市・匝瑳市・香取市・山武市・
東庄町・九十九里町・長南町・大多喜町・御宿町・鋸南町
銚子市・栄町・多古町・芝山町・横芝光町・白子町・長柄町

<東京都>

檜原村・奥多摩町・大島町・利島村・新島村・神津島村・三宅村・御蔵島村・八丈町・青ヶ島村
小笠原村

<神奈川県>

山北町・真鶴町・清川村・三浦市・箱根町・湯河原町

※黄色の塗りつぶしの市町村は令和7年6月1日以降の移住の場合に適用されます。

※5 「1 対象者の要件」を満たす申請者と世帯員の合計が2人以上の世帯

※6 転入日が属する年度の4月1日時点において18歳未満かどうかで判断します。

(2024年度に転入した場合、2006年4月2日以降生まれの人が対象です。)



4 補助の対象となる経費

申請者が支払った次の区分のうち**いずれか1つの区分の経費**です。

補助率は対象経費の**1/2**。ただし、井川、梅ヶ島、大河内、玉川、大川、清沢、両河内地区に移住した場合は**3/4**。

(1) 住宅購入（新築、マンション等）

申請者又は配偶者が自ら居住するための市内の住宅の新築又は取得に要する費用。

- ・新築住宅の工事費
- ・建売・中古・分譲マンションの購入費

(2) 住宅賃借（戸建て、アパート等）

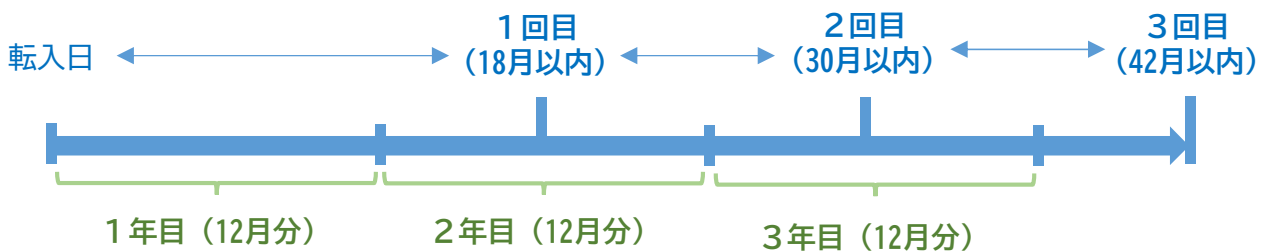
申請者又は配偶者等が転入に伴い初めて居住するために賃借した住宅の費用。

ただし、就職先からの住宅手当は支払金額から控除します。

- ・敷金、礼金、仲介手数料（1回目の申請時のみ対象）
- ・家賃、共益費（転入月から3年分）

1回目は転入後1年半以内に、2回目は転入後2年半以内に、3回目は転入後3年半以内に申請が必要です。

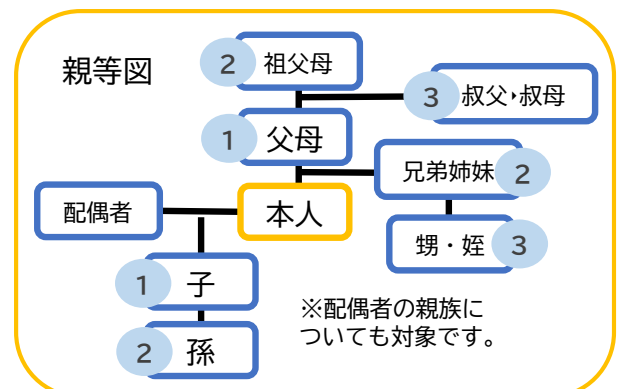
家賃の申請期限（上限額に達するまで又は1年分ごと3回申請可能）



(3) 増築・改修

3親等以内の親族が所有する住宅を修繕又は増築、改築、その他設備の更新に要する費用。

- ・居室、浴室、洗面所、台所、トイレ、玄関の増設又は改修工事費
- ・排水設備、電気設備、給湯設備等の設置又は改修工事費
- ・床、内装、天井等の改修工事費
- ・間取り変更工事費 など



5 補助対象外経費

次に掲げるものは補助対象外経費の一例です。

(1) 住宅購入（新築、マンション等）

- ア 土地の取得に要する経費
- イ 店舗等の用途を兼ねる併用住宅の場合は店舗等の部分に要する経費
- ウ 外構、植栽、居住の用に供さない建築物（車庫、物置、倉庫など）に要する経費
- エ 家具家電等、独立した備品の購入費
- オ 工事中の仮住宅に要する経費

(2) 住宅賃借（戸建て、アパート等）

- ア 転入に伴い初めて賃借した住宅以外の敷金・礼金・仲介手数料・家賃等※
- ※家賃については、事前にご連絡をいただいたうえで、適切な理由がある場合は引き続き補助金の対象となります。その場合でも、敷金・礼金等は対象となりません。
- （子どもを出産し、住宅が手狭になった場合など）

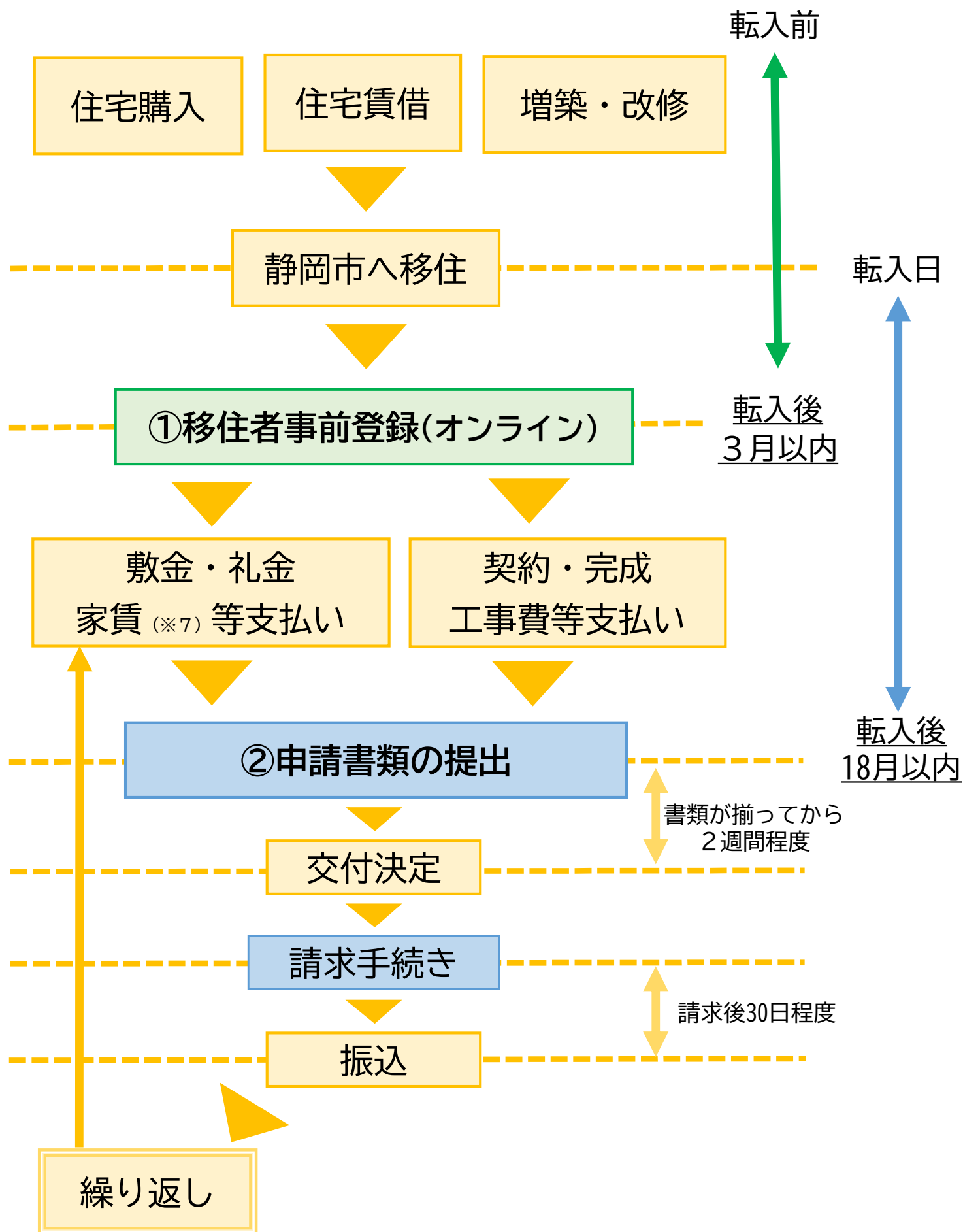
(3) 増築・改修

- ア 外構、植栽、居住の用に供さない建築物（車庫、物置、倉庫など）に要する経費
- イ ハウスクリーニング、シロアリ駆除に要する経費
- ウ 自身で部品等を購入し、増築・改修を行うD I Y等、請負によらない工事
- エ 家具家電等、独立した備品の購入費
- オ 工事期間中の仮住宅に要する経費

(4) その他

- ア 国、他の地方公共団体等の公的制度による補助等を受けた、又は受ける見込みのある経費

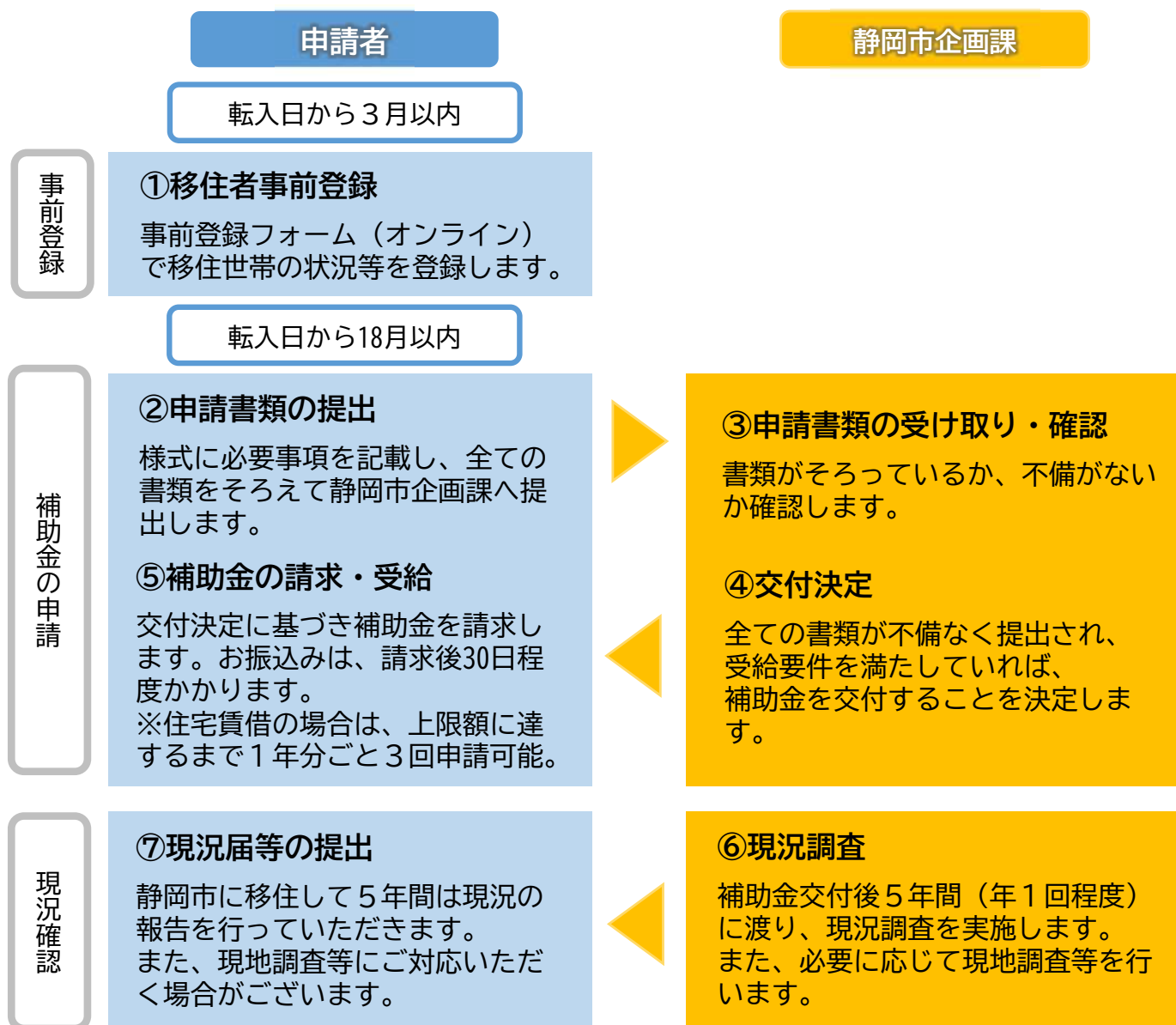
6 申請の流れ



※7 家賃は上限額に達するまで又は1年分ごと3回申請可能です。

6 申請の流れ

まずは、**転入前から転入後3月以内に「①移住者事前登録」**が必要です。受給要件等を確認し、補助対象経費を支払い後、**転入日から1年半以内に「②申請書類の提出」**をしてください。



7 移住者事前登録

移住者又は移住希望者で当補助金の受給を希望する方は、**転入前から転入後3月以内に、事前登録フォーム（オンライン）から事前登録が必要**です。

登録時に「受給要件を満たしているか」や「補助上限の予定金額」等をセルフチェックすることができます。

ただし、事前登録時から世帯の状況等何らかの変更がある場合は、補助上限額が変わったり、受給要件を満たさなくなることがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、**これにより補助金の支給をお約束するものではありません。**

事前登録フォーム



8 申請に必要な書類 (※8) 【共通】

☒	必要な書類
☐	移住者住宅確保応援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号) 【提出方法】 電子申請フォーム(事前登録後にご案内します。) ・電子申請フォームが利用できない場合は、市HP掲載の書式に記載してください。
☐	誓約書兼同意書(様式第2号) 【提出方法】 紙(原本)を提出又は電子申請フォームに画像を添付 ・市HP掲載の書式を利用し、作成してください。
☐	申請者の写真付き身分証明書その他の本人確認書類の写し 【提出方法】 紙(コピー)を提出又は電子申請フォームに画像を添付 ・運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カードのいずれかのコピー
☐	補助対象世帯員全員の住民票の写し 【提出方法】 紙(原本)を提出又は電子申請フォームに画像を添付 ・申請日から3か月以内に発行されたもの ・マイナンバーの記載のないもの、生年月日、続柄の記載があること
☐	転入前の住民票の除票その他の転入前の居住地及び居住期間を確認できる書類 【提出方法】 紙(原本)を提出又は電子申請フォームに画像を添付 ・「戸籍の附票」又は「住民票の除票」 ・補助対象世帯員全員が、転入日の前10年間のうち通算5年以上、静岡県外に居住し、転入日の前日まで連続して1年以上、静岡県外に居住していたことが確認できる書類(別世帯だった補助対象世帯員がいる場合は、それぞれ必要になります。)
☐	補助対象となる住宅の案内図 【提出方法】 電子申請フォームに登録又は紙で提出 ・申請書を紙で提出される場合、インターネットの地図サービス等で確認できる場合は提出不要です。確認できない場合や新築で住所の地番が新しく付与された場合等はお提出ください。
☐ ※	在留カード又は特別永住者証明書の写し 【提出方法】 紙(コピー)を提出又は電子申請フォームに画像を添付 ・外国人の方は提出してください。

□※ 該当する一部の方に提出していただく書類です。

※8 申請書類の留意点

- ・提出書類の返却はできません。必要な場合はコピーをお取りください。
- ・「住宅購入」「増築・改修」における平面図、配置図、面積表は、原則、建築士、土地家屋調査士、測量士等の資格者が作成した建築確認申請等の法的手続きに添付した図面とします。

8 申請に必要な書類【共通】

☒	必要な書類
☐	対象事業の領収書等のコピー 【提出方法】 紙(原本)を提出又は電子申請フォームに画像を添付 ・申請者又は配偶者等の世帯員に対して発行された領収書で、発行者の名称、所在地の記入、押印等があり、対象経費の内容が確認できること ・収入印紙が貼り付けされ、消印があること(収入印紙不要なケースを除く) ・領収書が発行されない場合(家賃)は、金融機関が発行する振込明細書や通帳のコピー等 ※領収書に内訳が記載されていない場合は、補助対象経費の内訳が分かる清算書や請求書、契約書、仕様書等を合わせて提出してください。 ※金融機関が発行する振込明細書や通帳のコピー等の場合は、補助対象経費の支出(振込)であることが確認できるよう、振込先口座及び振込金額等が分かる請求書や契約書等を併せて提出してください。
☐	移住する前に在住していた市区町村において、市町村民税に滞納がないことを証する書類 【提出方法】 紙(原本)を提出又は電子申請フォームに画像を添付 ・「納税証明書」又は「完納証明書」等 ・補助対象世帯員全員(18歳以上に限る。)の市町村税全項目について滞納がないことが確認できる書類 ※申請前2年間に住民税をお支払いしていた市区町村から取り寄せてください。 例: 令和7年2月に転入した場合 令和6年1月1日に住んでいた市区町村 (令和6年度分) 令和5年1月1日に住んでいた市区町村 (令和5年度分)
☐ ※	他の補助金の交付決定通知書等、他の補助を受けた経費が分かる書類 【提出方法】 紙(原本)を提出又は電子申請フォームに画像を添付 ※国、他の地方公共団体等の公的制度による補助等を受けた、又は受ける見込みのある経費については補助対象外となりますので、他の助成制度による補助等を受けた、又は受ける見込みがある場合は、他の補助金の交付決定通知書等の写しを提出してください。
☐	暴力団排除に関する誓約書兼同意書(様式第5号) 【提出方法】 紙(原本)を提出又は電子申請フォームに画像を添付 ・市HP掲載の様式に記載してください。18歳以上の世帯員全員分ご記入ください。

□※ 該当する一部の方に提出していただく書類です。



8 申請に必要な書類【就業要件別】



必要な書類

(1)就職の場合



就職証明書(様式第3号)

【提出方法】紙(原本)を提出又は電子申請フォームに画像を添付
・市HPの様式を使って、就職した事業所で作成していただいでください。



雇用保険被保険者通知書の写し

【提出方法】紙(コピー)を提出又は電子申請フォームに画像を添付
・申請時にお勤めの事業所のもの
・雇用保険の適用除外事業所の場合を除く

(2)テレワーク又は新幹線通勤の場合



テレワーク・新幹線等通勤証明書(様式第4号)

【提出方法】紙(原本)を提出又は電子申請フォームに画像を添付
・市HPの様式を使って、就業している事業所で作成していただいでください。

(3)就農の場合



静岡市農業政策課が発行する就農研修受講証明書

【提出方法】紙(原本)を提出又は電子申請フォームに画像を添付
・該当する場合は、農業政策課にお問い合わせください。

(4)起業の場合



開業届又は法人の登記事項証明書の写し

【提出方法】紙(コピー)を提出又は電子申請フォームに画像を添付
・申請者が開業したこと又は法人の代表者・役員であることが分かるもの



2(4)Aに該当:金融機関との融資関係の契約書類又は国若しくは地方自治体からの補助決定通知書の写し

【提出方法】紙(コピー)を提出又は電子申請フォームに画像を添付



2(4)Bに該当:事業による所得又は収入がわかる確定申告書又は損益計算書の写し(法人の代表者にあつてはその法人の確定申告書の写し)

【提出方法】紙(コピー)を提出又は電子申請フォームに画像を添付



2(4)Cに該当:特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書

【提出方法】紙(コピー)を提出又は電子申請フォームに画像を添付



2(4)Dに該当:静岡市産学交流センター又は静岡市清水産業・情報プラザの創業者育成室への入居が確認できる書類

【提出方法】紙(コピー)を提出又は電子申請フォームに画像を添付

□※ 該当する一部の方に提出していただく書類です。

8 申請に必要な書類【対象経費別】

(1) 住宅購入（新築・マンション等）

☒	必要な書類
☐	現況写真(カラー写真) 【提出方法】 紙(コピー)を提出 ・対象となる住宅の外観全景の写真(建物が完成しているもの)※別角度から2枚以上
☐	建物の平面図 【提出方法】 紙(コピー)を提出 ・各階ごとの部屋の配置が分かるもの
☐	建物の配置図 【提出方法】 紙(コピー)を提出 ・敷地内において建物が特定できるもの
☐	契約書又は請書のコピー(工事請負契約書・売買契約書等) 【提出方法】 紙(コピー)を提出 ・請負金額、業者名収入印紙、業者の押印のあるもの ※対象経費の明細が確認できない場合は、確認できるものを提出してください。
☐	検査済証のコピー又は工事が行われたことが確認できる書類 【提出方法】 紙(コピー)を提出 ・建築基準法による「検査済証」の写し等 ※中古住宅の場合は不要
☐	建物の登記事項証明書(全部事項証明書) 【提出方法】 紙(コピー)を提出 ・新税者又は配偶者等の名義で、建物の表示及び保存に関する登記を確認できるもの
☐ ※	居住の用に供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面積が確認できる図面(平面図及び面積表など) 【提出方法】 紙(コピー)を提出 ・併用住宅又は併用住戸の場合のみ必要です。例：店舗兼住宅など ※居住部分と非住宅の部分が明確に区分できない共通した部位に係る工事(共通工事)がある場合、居住部分の床面積按分の工事費のみが補助対象となります。

□※ 該当する一部の方に提出していただく書類です。

8 申請に必要な書類【対象経費別】

(2) 住宅賃借（戸建て・アパート等）

☒	必要な書類
☐	契約書のコピー（住宅賃貸借契約書等） 【提出方法】紙（コピー）を提出又は電子申請フォームに画像を添付 ・契約者名、金額、業者名、建物の表示、契約条件、契約期間、入居者等を確認できるもの
☐	住宅手当の金額が分かる書類 【提出方法】紙（コピー）を提出又は電子申請フォームに画像を添付 ・勤務先から住宅手当その他これに類する金員を受けている場合

☐※ 該当する一部の方に提出していただく書類です。

家賃は上限額に達するまで又は1年分ごと3回申請可能です。**2回目・3回目は以下の書類をご提出ください。**

☒	必要な書類
☐	移住者住宅確保応援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
☐	補助対象世帯員全員の住民票の写し
☐	対象経費の支払いが確認できる書類 ・領収書や通帳の写し等、契約書の内容や金額と整合がとれているもの
☐	住宅手当の金額が分かる書類 ・勤務先から住宅手当その他これに類する金員を受けている場合
☐	前回から変更があった場合は、その内容が確認できる書類

☐※ 該当する一部の方に提出していただく書類です。

8 申請に必要な書類【対象経費別】

(3) 増築・改修

☒	必要な書類
☐	現況写真(カラー写真)及び工事位置を示すもの 【提出方法】 紙(コピー)を提出 ・対象となる住宅の外観の写真 ・対象となる工事の施工前後の写真 ※例:階段の改修の場合 段差が改善される箇所の工事前後の写真(段差の状況が明確に判別できるもの) ※工事を行った全ての場所(部屋の全てを改修する場合は、部屋の全ての壁面・床面・天井面、同じアングルからの改修前後)の写真、内装のみの改修であっても外観の全景写真も必要です。 ※夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影など、不鮮明な写真は認められません。
☐	建物の平面図(増築・改修前及び増築・改修後のもの) 【提出方法】 紙(コピー)を提出 ・各階ごとの部屋の配置及び増築・改修部分分かるもの
☐	建物の配置図 【提出方法】 紙(コピー)を提出 ・敷地内において工事を行う建物が特定できるもの
☐	契約書又は請書のコピー(工事請負契約書等) 【提出方法】 紙(コピー)を提出 ・請負金額、業者名、収入印紙、業者の押印のあるもの ・契約書で対象経費の明細が確認できない場合は、確認できるものを提出してください。
☐	検査済証のコピー 【提出方法】 紙(コピー)を提出 ・建築基準法による検査を行った場合のみ必要です。
☐	建物の登記事項証明書(全部事項証明書) 【提出方法】 紙(コピー)を提出【提出方法】 紙(コピー)を提出 ・申請者又は配偶者等の名義で、建物の表示及び保存に関する登記を確認できるもの
☐	居住の用に供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面積が確認できる図面(平面図及び面積表など) ・併用住宅又は併用住戸の場合のみ必要です。例:店舗兼住宅など ※居住部分と非居住部分が明確に区分できない共通した部位に係る工事(共通工事)がある場合、共通工事費の内居住部分の床面積按分の工事費のみが補助対象となります。

☐※ 該当する一部の方に提出していただく書類です。

9 申請書類の入手方法

申請に必要な公的書類の取得方法について、静岡市の場合の方法を記載しますので参考にしてください。

※自治体によって取得方法が異なる場合がありますので、詳細は取得する自治体の担当窓口にお尋ねください。

(1) 住民票の写し

全員

発行場所	静岡市(住民登録している市町村)
請求できる人	住民票に記載されている本人又は同一世帯の方
持ち物	窓口に来られた方の本人確認書類 (代理の場合)委任状
発行手数料	300円
発行窓口	【窓口】 各区戸籍住民課、各支所、各市民サービスコーナー 【窓口以外】 コンビニエンスストア(要マイナンバーカード)
発行内容	・補助対象世帯全員の記載があるもの ・生年月日・続柄があるもの ・マイナンバーの記載がないもの

(2) 建物の登記事項証明書(全部事項証明書)

住宅購入

住宅改修

発行場所	法務局(全国どちらの法務局でも申請できます)
請求できる人	どなたでも※請求事項(地番・家屋番号の特定は必用)
持ち物	特になし※請求事項(地番・家屋番号の特定は必用)
発行手数料	600円/枚(窓口) 500円/枚(オンライン請求・郵送交付) 480円/枚(オンライン請求・窓口交付)
発行窓口	【窓口】法務局 【窓口以外】オンライン申請、郵送請求等
発行内容	共同担保目録・信託目録なし

9 申請書類の入手方法

(3) 住民票の除票・戸籍の附票（の写し）

全員

この書類は、申請者が静岡市に移住する直前する10年前のうち通算5年以上県外に在住し、移住する直前に連続して1年以上県外にいたことを証明するものです。

「住民票の除票」

- ・転出などにより消除された住民票の写しのことです。
- ・転出の場合は、住民票記載事項のほかに、転出先の住所と移動年月日が記載されますので、転出した市区町村での在住地と在住期間を証明することができます。
- ・ただし、在住していた市区町村が複数ある場合は、それぞれの市区町村で発行していただく必要があります。（市区町村によっては、転出後5年間のみ発行可能な場合があるため注意）

「戸籍の附票」

- ・移住関係の記録を本籍地で公証した書類で、当該本籍地に本籍を置いてからの住所の履歴と住所を定めた日が記録されています。
- ※本籍を変更した場合や結婚などで新たに夫婦の戸籍が作られた場合は、それ以降の住所しか記録されていません。
- ・在住していた市区町村が複数ある場合でも、この書類により5年間の在住地と在住期間を証明できる場合があります。（本籍の変更等に注意）

発行場所	・住民票の除票:移住する前に在住していた市区町村 ・戸籍の附票:本籍地の市区町村
請求できる人	本人(原則)
持 物	本人確認書類 (代理人の場合)委任状
発行手数料 ※静岡市の場合	300円
発行窓口	【窓口】 各市区町村窓口 【窓口以外】※市区町村により異なります 例:コンビニエンスストア、オンライン申請、郵送請求等

9 申請書類の入手方法

(4) 納税証明書・市区町村民税完納証明書

全員

この書類は、申請者が静岡市に移住する直前に在住していた市区町村において、市区町村税（全税目）を滞納していないことを証明するものです。（申請日から2年度前までに市区町村民税をお支払いしていた市区町村から取得）

発行場所	令和5年度の納税証明書 → 令和5年1月1日にお住いの市区町村 令和6年度の納税証明書 → 令和6年1月1日にお住いの市区町村
請求できる人	納税義務者
持 物	申請者の顔写真付き本人確認書類 (最近市税を納付した場合)領収書
発行手数料 ※静岡市の場合	300円
発行窓口	【窓口】 各市区町村窓口 【窓口以外】※市区町村により異なります 例:コンビニエンスストア、オンライン申請、郵送請求等
内 容	【年度】 補助金を申請される月によって提出する課税証明書の年度が異なります。 ・令和7年2月～同年6月申請:令和4, 5年度の納税証明書等 ・令和7年7月～翌年3月申請:令和5, 6年度の納税証明書等 【通数】 申請者及び配偶者等 それぞれ1通 課税のない方は、非課税証明書になる場合があります。
その他	・自治体によって、証明書の名称が異なる場合があります。 移住前の市区町村において、市区町村税(全税目)に滞納がないことが分かる証明書を取得してください。 詳細は、取得する自治体の担当窓口にお尋ねください。

10 補助金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は半額を返還していただきます。

（雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではありません。）

（１）全額の返還

- ア 虚偽その他不正の行為により申請等をした場合
- イ 補助金の申請日から３年未満で市外に転出した場合
- ウ 居住の実態がないことが明らかになったとき。

（２）半額の返還

補助金の申請日から３年以上５年以内に市外に転出した場合

（３）その他

住宅購入及び住宅改修に補助金を利用された場合、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数等に相当する期間内において、売却・貸付による収入があった場合は、その収入の全部又は一部を返還していただきます。

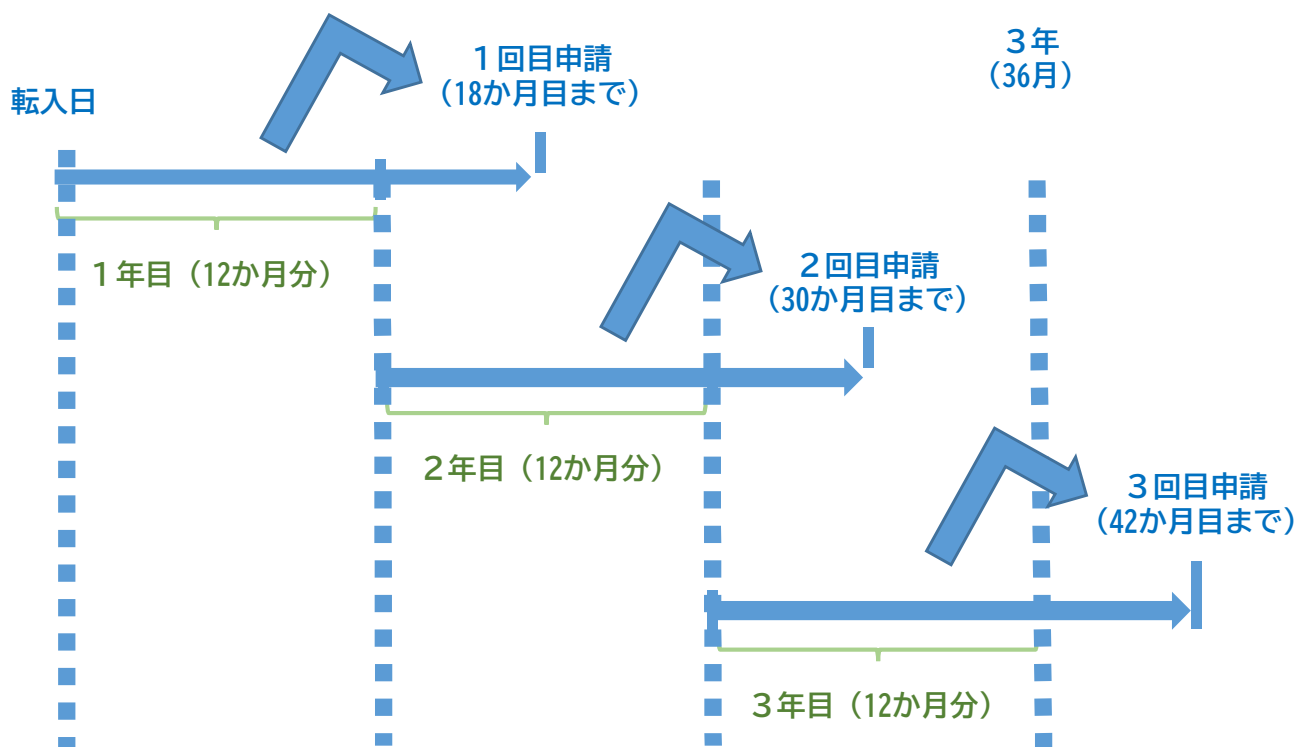
1 1 申請の期限

申請（１回目）は転入後、１年６か月が経過するまでに申請してください。

住宅賃借の場合のみ、補助上限額に達するまで３回申請が可能です。

２回目の申請は転入後２年６か月が経過するまで、３回目の申請は転入後３年６か月が経過するまでにそれぞれ１年分をまとめて申請してください。

住宅賃借の場合の申請スケジュール（３回申請or補助上限額に達するまで）



※１年分をまとめて申請×３回（３年分）

事例）東京圏以外から３人世帯（内１８歳未満の子ども１人）で移住し、家賃１０万円／月、敷金・礼金・紹介手数料で４か月分の場合

補助上限額 世帯＋子ども１人 １００万円（東京圏以外の地域）

１年目 補助対象経費：家賃１２か月分 １２０万円
敷金・礼金・紹介手数料（家賃４か月分） ４０万円
計１６０万円 の１／２は ８０万円
補助上限額１００万円 > ８０万円 であり、補助金額は ８０万円
残額の２０万円は、２年目に繰り越し

２年目 補助対象経費：家賃１２か月分 １２０万円 の１／２は ６０万円
補助上限繰越額２０万円 < ６０万円 であり、補助額は２０万円
残額がなくなったため、３年目は申請できません。

12 他移住関係の補助金について

補助金名 ／補助金額	概要／問い合わせ先	主な要件
静岡市移住・就業補助金 補助金額： 単身 60万円 2人以上の世帯 100万円に 18歳未満の 子ども1人につき 100万円を加算 した額	東京23区に居住又は通勤 (転入前過去10年のうち5 年以上直近1年以上)して いた人 補助対象経費： 定額 【市企画課】 054-221-1240	次のいずれかを満たしていること ・県の実施する就職マッチングサイト(中小企業等が登録可能)に 掲載された求人で就職したこと。 ・内閣府の実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材 マッチング事業により就職したこと。 ・自らの意志による転入であって、テレワークによって転入前の 勤務先に引き続き就業していること。 ・静岡市の関係人口要件を満たしていること(中山間地域空き家 情報バンクを利用していること、県内大学を卒業していること、 ふるさと納税を2回以上行っていることなど)。
静岡市移住者就職応援補助金 補助金額： 50万円	静岡県外に居住(転入前過 去10年のうち5年以上直 近1年以上)していた人 補助対象経費： 定額 【市企画課】 054-221-1240	次のいずれかを満たしていること ・県の実施する就職マッチングサイト(中小企業等が登録可能)に 掲載された求人で就職したこと。 ・内閣府の実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材 マッチング事業により就職したこと。 ・要件を満たす中小企業等に就職したこと。
静岡市結婚新生活スマイル補助金 補助上限額： 80万円	申請する年度中に婚姻し た夫婦 補助対象経費： ・住宅取得費 ・住宅賃借にかかる費用 ・住宅改修等の費用 ・引っ越し費用 【市青少年育成課】 054-354-2614	次のいずれも満たしていること ・世帯の所得が500万円未満であること。 ・婚姻日における、夫婦の年齢がともに39歳以下であること。 ・申請時において、夫婦の住所が申請に係る住宅となっているこ と。 ・補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住 する意思があること。 など
静岡市空き家改修補助金 補助上限額： 県外からの移住 者の場合 200万円	10年以上居住する意思の ある個人 補助対象経費： ・空き家の改修等の費用 【市住宅政策課】 054-221-1192	・建物が1年以上空き家であること(ゆとりある住宅地区内の空 き家を除く) ※ゆとりある住宅地区：駿河区大谷・清水区草薙・清水区馬走の うち、都市計画で定める用途地域が第一種住居専用地域で建築 物の敷地面積の最低限度が200平方メートルと定められた地区 ・売買契約から1年以内の申請であること ・建物全体を自らが使用することまたは、貸し出しすること ・玄関、居室、台所、便所及び浴室を備え、独立した居住部分の延 床面積が改修後に40平方メートル以上となるもの ・耐震基準を満たすこと(改修によって耐震性を有する場合を含 む。) ・建物が災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区 域、急傾斜地崩壊危険区域など、災害レッドゾーンに含まれない こと ・過去にこの補助金の交付を受けていないもので あること

1 3 問い合わせ先・提出方法

(1) 問い合わせ先・申請書の提出先

静岡市 総合政策局 企画課

〒420-8602 静岡県静岡市葵区追手町5番1号

静岡庁舎 9階

(令和7年5月からは12階へ移動予定)

電話番号：054-221-1240

F A X：054-221-1295

E-Mail：ijusoudan@city.shizuoka.lg.jp

(2) 提出方法

申請書類一式を上記まで電子申請フォーム（事前登録後にお知らせします。）、郵送又は持込によりご提出ください。